

スタートアップ支援事業（収益事業）について

【地域創生総合支援事業（サポート事業（過疎・中山間地域活性化枠））】



■地域創生総合支援事業（サポート事業）とは

この事業は、福島県民の皆さんが主役となる個性と魅力ある地域づくりを推進していくために、民間団体や市町村等が行う地域振興の取組を支援していくものです。

■スタートアップ支援事業の概要

過疎・中山間地域の地域資源を活用し、地域の活力につながるようなスモールビジネスや生業の創出などの事業を広く支援します。

■補助対象

- ①民間企業：集落等と協定を結び、市町村の推薦を受けた個人事業主・法人（事業実施地域に事業所本社、営業所等を有している団体）
- ②協定団体：おおむね半数以上が集落等の住民又は集落等の住民とゆかりのある者で構成される団体であって、集落等と協定を結び、かつ、市町村の推薦を受けた団体

■対象地域：過疎・中山間地域

■補助率：9/10以内

■補助限度額：300万円（3年間累計）

【参考】福島県過疎・中山間地域振興戦略（抜粋）※令和3年度策定

しごと（雇用・経済）～産業の振興と担い手の確保・育成、地域資源を活用したしごとづくり

（1）農林水産業の振興

- 地域産品・加工品の開発促進、新たな担い手の確保・育成、ICT等の新技術の活用など

（2）地域資源をいかした地域産業の振興

- 地域産業の継承、地域産業6次化、地産地消、体験型・滞在型の観光関連産業の振興など

（3）働く場の確保

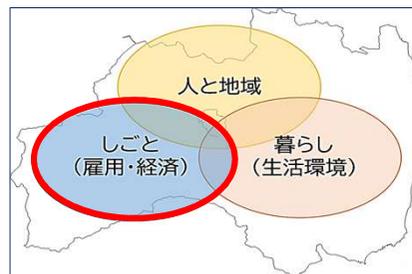
- 起業の促進、新分野への参入、通年雇用の確保、多様な人材が働きやすい環境づくりなど

【戦略の目標】

持続可能な里・山（さと・やま）社会の実現

～誇れる里・山（さと・やま）を

連携・共創により未来へつなぐ～



【取組事例の紹介】

■林業体験事業（一般社団法人ひとくらす）

■実施場所：石川町中田地区

■実施期間：令和2年度～令和3年度

■事業費：令和2年度：2,712千円（補助額：2,385千円）
令和3年度：770千円（補助額：615千円）

■内 訳：簡易製材機の購入、広告印刷費、講師謝礼等

【事業概要】

林業の後継者の育成を行うとともに、雇用の創出と交流人口の拡大を図り、地元素材の地域内循環の仕組みを構築するため、林業体験や講習等の実施、及び木材を活用したストラップ制作やDIY小屋造り等を実施。

- ①チェーンソーの使い方教室
- ②製材の基本講座及び自動カンナ機体験
- ③親子で体験DIY（テーブル・小屋造り）



■喜多方産漆を使った商品の開発と産地の活性 （漆と木 工房 温）

地域おこし協力隊経験者

■実施場所：喜多方市

■実施期間：令和5年度

■事業費：3,586千円（補助額：3,000千円）

■内 訳：委託料（漆塗り作業等）、原材料費（漆木、道具等）、講師謝礼等

【事業概要】

職人の減少や高齢化により生産数が減少している喜多方産漆の伝統継承を目的に、認知度向上のための体験イベント、職人の技術向上のための研修、販路拡大につながる新商品の開発を実施。

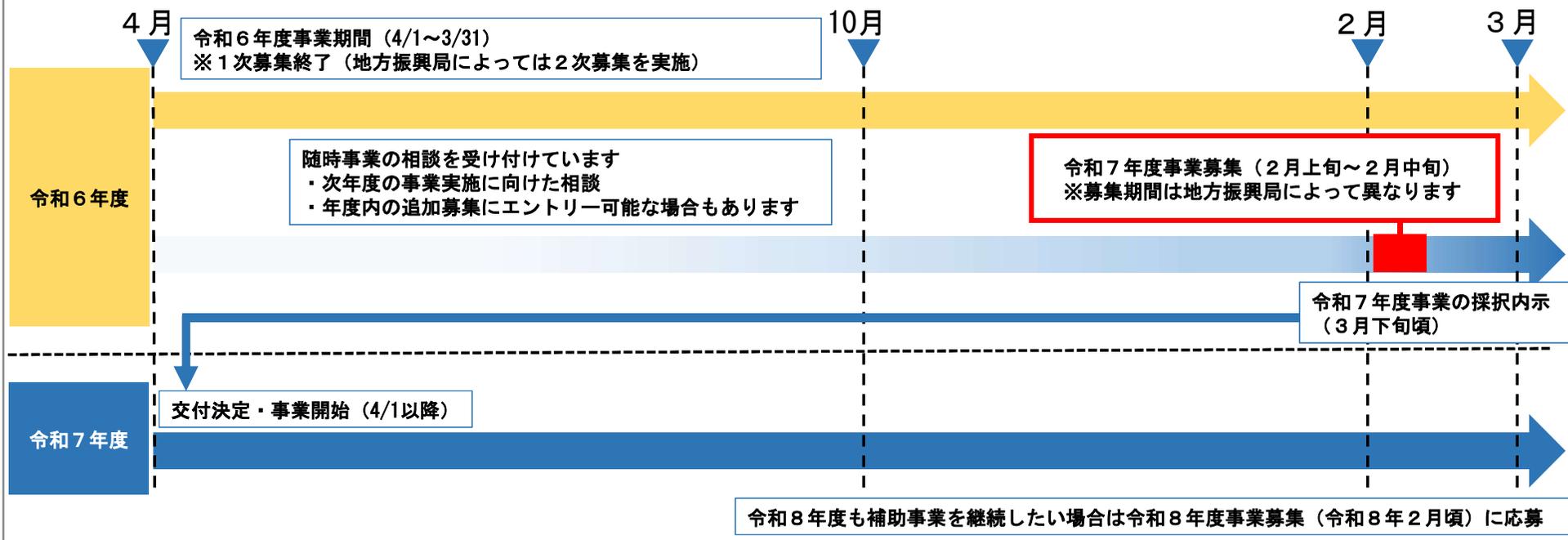
- ①喜多方産漆の商品開発・PR
- ②漆技法の体験イベントの実施
- ③地域住民や職人を交えた喜多方産漆の保全活動及び研修



■事業の募集時期について

事業の募集・採択、補助金の交付は地方振興局毎に実施しています。

例年、次年度の事業募集を2月上旬から中旬頃にかけて実施します。申請期間が短いため、あらかじめ管轄の地方振興局に事業実施計画について相談いただくことを推奨します。



■申請にあたっての留意事項

- 国、県及びこれらの公社等外郭団体の補助金等と併用はできません。(市町村の補助金等は併用可)
- 最大3年間の補助が可能ですが、年度ごとの事業採択のため、年度をまたいで事業を継続する場合は都度申請が必要です。
- 申請にあたっては集落等と協定を結び、かつ市町村からの推薦を受ける必要があります。

※集落等との協定の内容は以下を参考に必要事項を定めてください

- ・協定及び事業の目的
- ・事業計画及び活用する地域資源等
- ・協定の期間
- ・役割分担
- など

【事業に関するお問合せ】 所管の地方振興局 企画商工部 地域づくり・商工労政課

県北地方振興局 : 024-521-2657 県中地方振興局 : 024-935-1323 県南地方振興局 : 0248-23-1546 会津地方振興局 : 0242-29-5292
南会津地方振興局 : 0241-62-5207 相双地方振興局 : 0244-26-1117 いわき地方振興局 : 0246-24-6006